

子ども福祉医療費助成制度について

【対象者拡大にかかる変更点】

区分	現 行 ～平成 30 年 9 月 30 日まで	拡大後 平成 30 年 10 月 1 日～
対象者	【通院】 長崎市在住の小学校卒業までの児童 （12歳到達後の最初の3月31日受診分 まで） 【入院】 長崎市在住の中学校卒業までの児童 （15歳到達後の最初の3月31日受診分 まで） ※生活保護受給者は対象外	【通院】 長崎市在住の 中学校卒業までの児童 （ 15 歳到達後の最初の3月31日受診 分まで） 変更なし
保護者負担	1 医療機関あたり、1 日 800 円、 月上限 1,600 円 （調剤薬局は保護者負担なし）	変更なし
支給方法	乳幼児：現物給付（長崎県内） 小中学生：現物給付（長崎市内）	変更なし

【スケジュール】

- 平成 30 年 6 月下旬 : 長崎市内の対象となる中学生へ申請書を郵送
- 平成 30 年 7 月初め～ : 中学生の受給資格申請受付開始
- 平成 30 年 9 月末～ : 中学生用受給者証の交付開始(申請をした方に順次発送)
- 平成 30 年 10 月 1 日～ : 制度拡大開始

【留意事項】

- 中学生についても、公費負担者番号は現在の子ども福祉医療と同じ「80420011」のままです。ただし、中学生については、小学生以下とは別に受給者証を交付します。
- 小学生までの児童は、ひとり親家庭福祉医療や重度心身障害者福祉医療より、子ども医療を優先としています。今回の対象拡大により、中学生についても、入院・通院とも対象となるため子ども医療を優先とします。(中学生用の受給者証を交付します。)
- 今回の制度拡大は、長崎市独自のものであるため、長崎市外在住の患者さんについては、現物給付とはなりません。小学生と同様、長崎市在住の方についてのみの対応となります。
- 受給者証をお持ちでない場合は、一旦 3 割受診となり、後日長崎市へ償還払いの申請をしていただきます。受給者証の交付を受けていない場合は、まず受給資格申請の手続きをしていただく必要があります。